

高知大学工学部附属高知地震観測所規則

平成29年2月27日
規則第69号

最終改正 令和7年3月15日規則第89号

(規則の趣旨)

第1条 高知大学工学部附属高知地震観測所（以下「高知地震観測所」という。）については、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 高知地震観測所は、地震、潮位等の観測により自然地震の発生機構、地殻構造、地盤変動等の解明及び地震予知に関する研究を行い、あわせて学生の実験実習を行うことを目的とする。

(所長)

第3条 高知地震観測所に、所長を置く。

- 2 所長は、工学部に基幹教員として配置された教授又は准教授のうちから、工学部長が指名し、学長が任命する。
- 3 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長は、高知地震観測所の業務を掌理する。

(設備の利用)

第4条 所長は、必要があると認めるときは、その設備を関連する研究のために利用させることができる。

(運営の細目)

第5条 この規則に定めるもののほか、高知地震観測所の運営に関し必要な事項は、工学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「初代理工学部長の選考等について」（平成28年10月26日第277回役員会決定）により選考され、この規則の施行の日に任命される工学部附属高知地震観測所長は、この規則により任命されたものとみなす。
- 3 前項の所長の任期については、第3条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（令和 7 年 3 月 15 日規則第 89 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前から在職する所長は、この規則による改正後の高知大学工学部附属高知地震観測所規則により任命されたものとみなす。